

柔道整復師、あん摩マッサージ指圧師、 はり師及びきゅう師向け オンライン資格確認導入に関する説明会

厚生労働省 保険局 医療介護連携政策課

Ministry of Health, Labour and Welfare of Japan

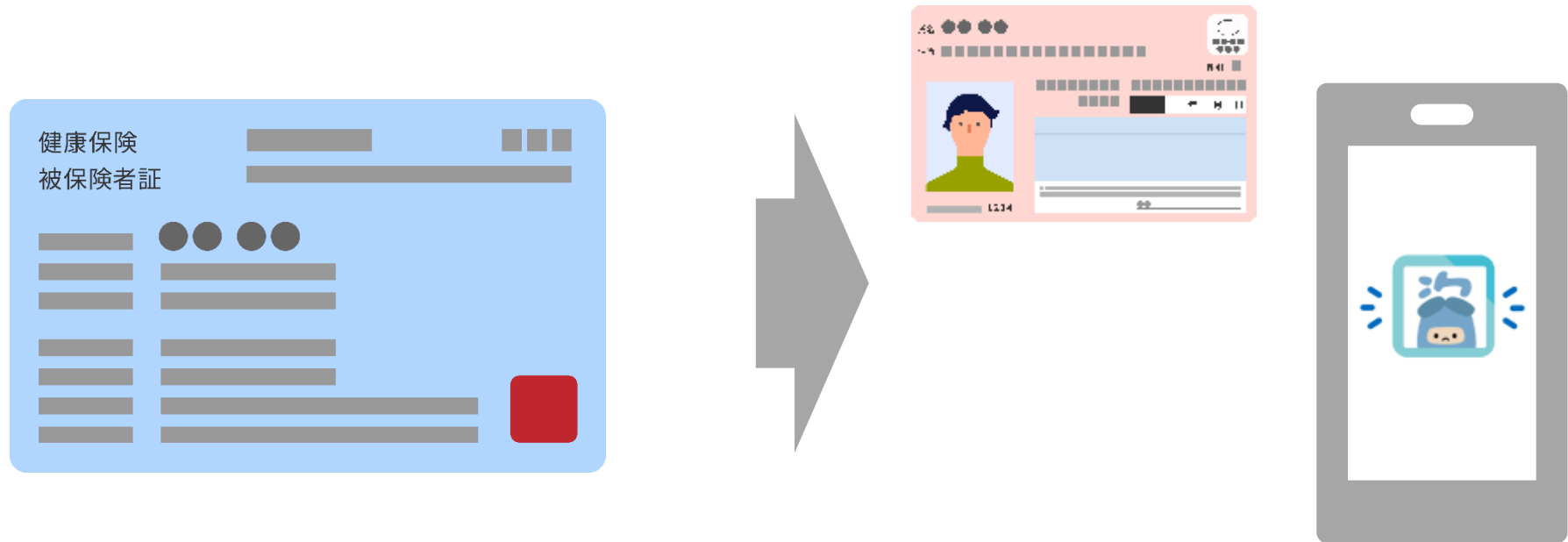
【目次】

1. オンライン資格確認（資格確認限定型）の概要
2. オンライン資格確認義務化の対象外となる「やむを得ない事由（場合）」、
また、施術所を併設している場合の対応
3. 受領委任払いを行う柔整あはき施術所での資格確認と療養費請求（令和6年12月2日以降の取扱い）
4. オンライン資格確認の導入手順
5. オンライン資格確認導入後の施術所等における資格確認の流れ
6. オンライン資格確認導入済み施設の公表
7. マイナ保険証利用促進のための患者向け周知広報物
8. 施術所等向け総合ポータルサイト・問い合わせ先

1. オンライン資格確認（資格確認限定型）の概要

柔道整復師、あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師の施術所等における オンライン資格確認（資格確認限定型：簡素な資格確認の仕組み）の概要

- 令和6年（2024年）12月2日より健康保険証が新規発行されなくなり、マイナンバーカードの保険証利用（マイナ保険証）を基本とする仕組みに移行されます。
- 受領委任払いを行っている柔道整復師、あん摩マッサージ指圧師、はり師及びきゅう師の施術所においては、令和6年4月よりオンライン資格確認（資格確認限定型）の運用を開始しており、令和6年12月2日以降、原則義務化されます。



※ 令和6年12月2日時点で有効な保険証は最大1年間有効です。

※ 令和6年12月2日以降、保険証利用登録がされたマイナンバーカードを保有していない方には、発行済み保険証の有効期限が切れる前に、申請いただくことなく「資格確認書」が交付されます。

柔道整復師、あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師の施術所等における オンライン資格確認（資格確認限定型：簡素な資格確認の仕組み）の概要

- オンライン資格確認（資格確認限定型）とは、パソコンやタブレット、スマートフォン等を用いて、マイナンバーカードを読み取り、患者の保険資格情報を確認する仕組みです。患者の最新の保険資格情報をその場で確認することができます。
※患者の診療情報等は取得しません



※パソコンやタブレットはマイナンバーカードを読み取るための汎用カードリーダーが必要です。

※対象の機種については、以下の施術所等向け総合ポータルサイトの掲載記事をご確認ください。

[（更新）【お知らせ】オンライン資格確認（資格確認限定型）を実施する際に必要な機器について](#)（クリックでポータルサイト掲載記事へ）

2024 年12 月 2 日からオンライン資格確認の導入が 原則義務化される施設におけるオンライン資格確認の導入状況

第184回社会保障審議会
医療保険部会（令和6年11月21日）
資料3・一部改変

（2024/11/17時点）

1. 柔道整復師施術所全体

利用申請済施設数

30,617施設 **(64.4%)** ,

準備完了施設数

25,683施設 **(54.0%)**

（参考）全施設数 47,574施設

2. あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師の施術所全体

利用申請済施設数

9,128施設 **(25.6%)** ,

準備完了施設数

5,927施設 **(16.6%)**

（参考）全施設数 35,694施設

（※）令和6年12月2日の原則義務化に向けて、

- ・補助金との活用等を改めて周知するとともに、
- ・利用申請後の対応の案内や、運用開始の報告など、施術所の状況に応じた必要な周知等の支援を行う。

柔道整復師、あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師の施術所等に対する財政支援 (社会保障・税番号制度システム整備費等補助金)

1. 事業内容

- オンライン資格確認（資格確認限定型：簡素な資格確認の仕組み）に必要な機器（パソコン・タブレット等に接続する市販の汎用カードリーダー、タブレット・スマホ等のモバイル端末等の機器）の購入等に係る事業を支援する。

※ タブレット・スマホ等のモバイル端末では、汎用カードリーダーがなくても、マイナンバーカードの読み取りが可能

2. 補助内容

- 基準とする事業額 4.1万円を上限に、実費補助

3. 助成金の申請期限

- 令和7年2月1日まで

費用補助となるため、ポータルサイトにアカウントを登録し、申請が必要。

2. オンライン資格確認義務化の対象外となる「やむを得ない事由（場合）」、施術所を併設している場合の対応

受領委任払いを行う柔整あはき施術所における オンライン資格確認の導入の義務化の対象外となる 「やむを得ない（場合）事由」について

第184回社会保障審議会
医療保険部会
(令和6年11月21日) 資料3

- ・ 柔道整復師・はり師、きゅう師及びあん摩マッサージ指圧師の施術に係る療養費に関する受領委任については、令和6年12月2日以降、オンライン資格確認の導入が原則義務化となる。
- ・ 一方、以下の1から3までに記載した「やむを得ない事由（場合）」に該当する施術所については、義務化の対象外となる旨、令和6年11月6日に事務連絡を発出済。

1-1. 【柔道整復師の施術所】

施術者が皆、高齢（※1）により、オンライン資格確認によって療養費を受領する資格があることを確認することが困難な方である場合

1-2. 【あん摩マッサージ指圧師、はり師及びきゅう師の施術所】

施術者が皆、高齢（※1）又は視覚障害により、オンライン資格確認によって療養費を受領する資格があることを確認することが困難な方である場合

（※1）令和6年4月時点で、常勤の施術者が皆、70歳以上である場合。

「常勤」とは、原則として施術所において定められた施術者の勤務時間の全てを勤務する者を指す。

2. 廃止・休止に関する計画を定めている施術所である場合

⇒ 令和7年12月2日までの廃止・休止を決めている施術所である場合（具体的な廃止、休止時期が定まっていない場合は該当しない）

3. 受領委任の取扱いを中止する施術所である場合

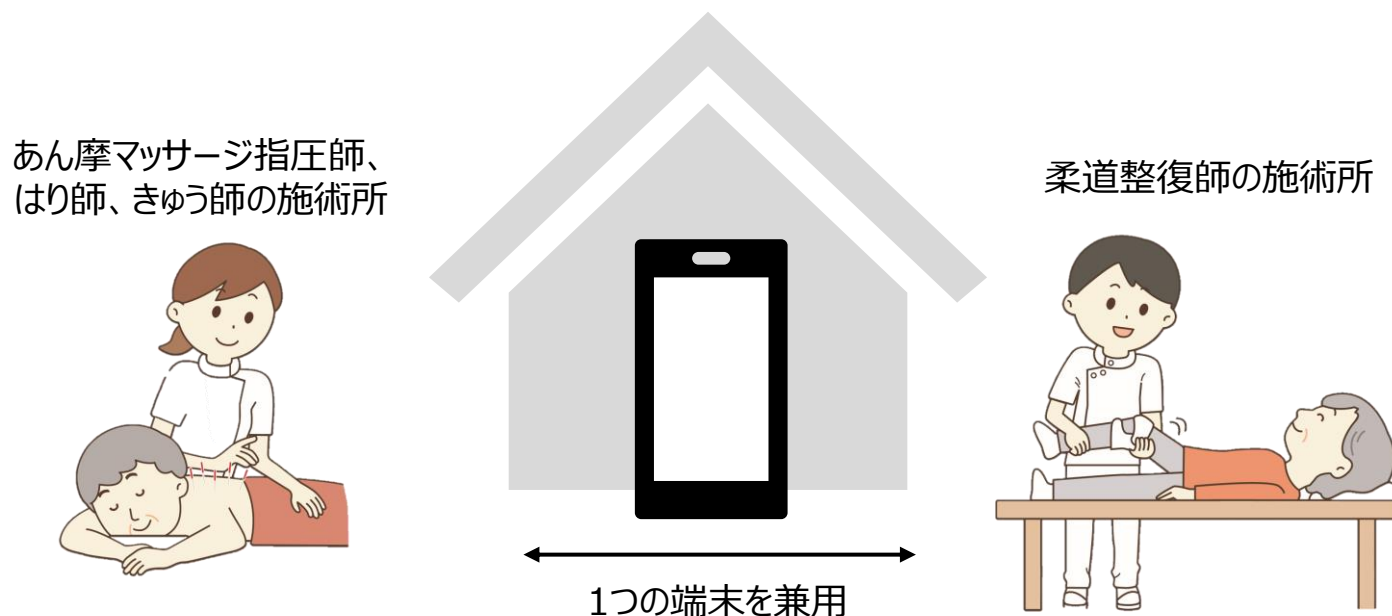
⇒ 令和7年12月2日までの受領委任の取扱い中止を決めている施術所である場合（具体的な中止時期が定まっていない場合は該当しない）

なお、オンライン資格確認が導入されていない施術所（※2）について、令和6年12月2日以降もオンライン資格確認が導入されていない場合には、厚生（支）局長又は都道府県知事による個別の働きかけ等を行う場合がある。

（※2）上述の1～3に掲げる施術所を除く

柔道整復師、あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師の施術所における併設時の対応について

- 「柔道整復師の施術所」と「あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師の施術所」の併設施術所においては、併設申告※を行うことで、1つの端末を兼用し、双方で資格情報を閲覧する運用が可能となります。
- 併設申告を行い、主たる施術所としてオンライン資格確認を導入している場合は、もう一方の従たる施術所のオンライン資格確認の導入義務を果たしているものとみなしますが、併設申告を行わない場合は、両方の施設でのオンライン資格確認の導入が必要です。



※ 施術所等向け総合ポータルサイトから併設申告ができます。

手順については以下をご確認ください。

[マイナ資格確認アプリ\(施術所等向け\) - 手順書・マニュアル](#) (クリックでポータルサイト掲載記事へ)

施術所等向け総合ポータルサイト手順書＞マイナ資格確認アプリアカウント関連＞施術所における併設申告・取消手順書

3. 受領委任払いを行う柔整あはき施術所での資格確認 と療養費請求（令和6年12月2日以降の取扱い）

受領委任払いを行う柔整あはき施術所での資格確認と療養費請求 (令和6年12月2日以降の取扱い)

第184回社会保障審議会
医療保険部会
(令和6年11月21日) 資料3

マイナンバーカードのモバイル端末・PC端末に接続した汎用カードリーダーでの読み取りについてご案内ください

確認できた

- ・何らかの事情でオンライン資格確認を行えなかった場合(※)
- or
- ・オンライン資格確認導入義務化の対象外の場合

問題なし

【患者が提示可能な場合】

マイナポータル画面

※マイナポータルからダウンロードしたPDFファイルも可

医療保険の資格情報	
保険者名	●●組合
負担割合	3割
氏名	山田花子

※追加で保険証の提示は不要

資格情報のお知らせ

●●組合
氏名 山田花子
負担割合 3割
受診の際
マイナ保険証が必要

【2回目以降の受療の場合】

過去の受療で
請求に必要な
資格情報を把握
していれば、
患者への口頭
確認

【初検の場合】

月内の次回受
療時など、患
者に対して、
被保険者番号
等を事後的に
確認が必須

患者には適切な自己負担分(3割分等)の支払を求めてください

上記の方法で確認した被保険者番号等を療養費支給申請書に記載して療養費請求をしてください

※オンライン資格確認等システム(マイナ資格確認アプリ)では資格情報を施術の翌月末まで事後的に被保険者番号等の確認が可能です

(※) マイナンバーカードをかざしたが「資格情報なし」・「資格(無効)」と表示された場合
モバイル端末機器等のトラブルによりオンライン資格確認ができない場合 等

マイナポータルでの資格情報画面

マイナポータルの画面

マイナポータル 実証ベータ版

健康保険証

マイナナンバーカード利用 登録済

資格情報 令和5年12月24日時点

① この情報は画面下部から保存できます

資格確認日
令和4年12月24日

区分
被保険者資格情報

交付年月日

登録なし

性別
登録なし

この情報を保存

医療機関受診時などに、ICチップの破損などでマイナ保険証の読み取りができない場合には、保存したPDFファイル画面をマイナ保険証とセットで受付窓口に提示することで、受診が可能です。
※受診の際にはマイナ保険証が合わせて必要です

端末に保存

関連記録

医療費

よくある質問

端末にダウンロードされるPDF

医療保険の資格情報

この画面のみでは受診できません。マイナ保険証とあわせて医療機関等の受付に提示してください。

保存日時： 2024年2月1日 時点

保 険 者 名	XXXXXXXX健康保険組合
保 険 者 番 号	00000000
記 号	1
番 号	00000
枝 番	00
氏 名	XX XX

70歳以上の方又は後期高齢者医療の加入者

一 部 負 担 金 割 合	3割
有 効 期 限	2024年7月31日

(注) マイナ保険証の読み取りができない例外的な場合には、保存したPDFファイルをマイナ保険証とともに医療機関等の受付に提示することで受診いただけます。なお、70歳以上の方や後期高齢者医療の加入者の方は、表示されている有効期限の到来に伴い、一部負担金割合が変更になる場合がありますので、ご注意ください。

資格情報のお知らせ（様式例）

資格情報のお知らせ

（保険者名）
（保険者番号）

あなたの加入する健康保険の資格情報を下記のとおりお知らせします。
なお、このお知らせのみでは受診できません。

記号	000	番号	00000000 （枝番）00
氏名	佐藤 太郎		
フリガナ	サトウ タロウ		
負担割合（70 歳以上のみ記載）	〇割		
適用開始年月日	平成〇年〇月〇日		
交付年月日	令和〇年〇月〇日		

※ 70 歳以上の場合、負担割合のほか、有効期限、発効期日を記載。（下部の切り取り箇所も同様）

スマートフォンをお持ちの方は、以下の QR コードからマイナポータルにログインすることで、
ご自身の健康保険の資格情報を確認することができます。ぜひご利用ください。

－ マイナポータルへのアクセス・ダウンロードはこちら －



マイナ保険証の読み取りができない例外的な場合については、スマートフォンの資格情報画面
をマイナ保険証とともに医療機関等の受付で提示することで受診いただけます（スマートフォンを
お持ちでない方は、この文書をマイナ保険証とともに医療機関等の受付で提示することで受診い
ただけます）。

下部を切り取ってご利用いただくこともできます
（このお知らせのみでは受診できません）

資格情報のお知らせ

令和〇年〇月〇日発行
（交付者名）
（保険者番号）

記号 000 番号 00000000 （枝番）00
氏名 佐藤 太郎
負担割合 〇割（70 歳以上のみ記載）

受診の際にはマイナ保険証があわせて必要です

4. オンライン資格確認の導入手順

柔道整復師、あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師の施術所等における オンライン資格確認運用開始に向けた準備作業の概要

1.

端末等の選定・購入

1-1

端末等の選定

各施設にてオンライン資格確認が実施可能な端末等の機器選定を行ってください。

- ◆オンライン資格確認を実施する際に必要な機器



or



or



PC (Windows)
+ 有線汎用カードリーダー
※現在業務で使用するPC
(Windows10、Windows11)
でご利用可能なものもあります。

スマートフォン

タブレット
+ Bluetooth汎用
カードリーダー

※マイナンバーカードの読み取りは、
①PC + 汎用カードリーダー、②スマート
フォン、③タブレット + 汎用カードリーダー
のいずれかが必要です

< ☒ チェックリスト >

- ☐ 端末の選定

1-2

購入

選定した端末等を購入し、購入した際の領収書を保管してください。

※ 業務用でお使いの
端末で併用可のもの
もあります。



端末等を購入



領収書を保管

< ☒ チェックリスト >

- ☐ 端末の購入

2.

導入・運用準備

2-1

導入

オンライン資格確認の利用申請や、機器の設定を実施してください。

- ◆導入準備例



ポータルサイトで
・ オンライン資格確認
の利用申請
・ 機器の登録



機器の設定
・ アプリのダウンロード
・ 初期設定
など

< ☒ チェックリスト >

- ☐ ポータルサイトを通じて、
オンライン資格確認の利用申請
- ☐ 機器登録
- ☐ アプリのダウンロード等の端末の設定

2-2

運用準備

導入後の受付業務等の変更点を確認し、運用開始に向けた各種準備を行ってください。

- ◆運用準備例



受付業務
の確認

< ☒ チェックリスト >

- ☐ 受付業務等の変更点の確認

3. 助成金申請 (導入完了後)

3-1

助成金申請

ポータルサイトの手順書や案内記事を確認し、ポータルサイトを通じて助成金の申請を行ってください。

- ◆助成金申請方法



ポータルサイト
から申請

< ☒ チェックリスト >

- ☐ 必要書類の準備
(領収書等)
- ☐ 助成金申請

1. 端末等の選定・購入

1 端末等の選定

- 各施設において以下に示すような機器が必要となります。
オンライン資格確認を実施できる機器の選定をお願いいたします。

施設



オンライン資格確認を実施する際に必要な機器

- PC (Windows) + 有線汎用カードリーダー

※現在業務でご使用のPC (Windows10、Windows11) でご利用可能なものもあります。



マイナ資格確認アプリを利用するには、拡張Lc/Le (拡張APDU) 対応の汎用カードリーダーが必要です。

or

- スマートフォン



スマートフォン単体でマイナ資格確認アプリを利用するには、NFC対応かつ拡張Lc/Le (拡張APDU) に対応している必要があります。

or

- タブレット + Bluetooth汎用カードリーダー



タブレットでマイナ資格確認アプリを利用するには、拡張Lc/Le (拡張APDU) 対応のBluetooth汎用カードリーダーが必要です。

2 購入

- 選定した端末等の機器を購入してください。

留意事項

- ✓ 購入した際の領収書は助成金申請の際に必要になります。
大切に保管をお願いいたします。

※対象の機種については、以下の「(更新) 【お知らせ】 オンライン資格確認 (資格確認限定型) を実施する際に必要な機器について」をご確認ください。
(更新) 【お知らせ】 オンライン資格確認 (資格確認限定型) を実施する際に必要な機器について (クリックでポータルサイト掲載記事へ)

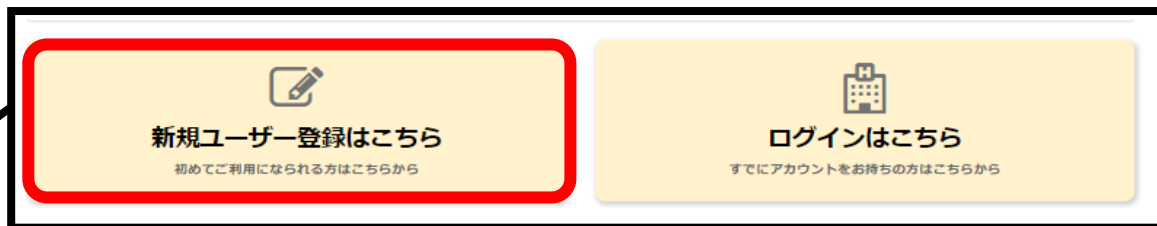
2-1. 導入

0 ポータルサイトでのユーザー（アカウント）登録

オンライン資格確認（資格確認限定型）の利用申請や助成金等の各種申請には、施術所等向け総合ポータルサイトでのユーザー（アカウント）登録が必要になります。

ポータルサイトにアクセスいただき、「新規ユーザー登録はこちら」から新規ユーザー（アカウント）登録をしていただきますようお願いいたします。

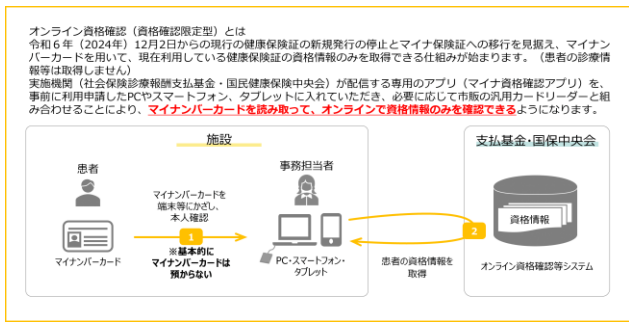
施術所・健診実施機関等・助産所において
オンライン資格確認（資格確認限定型：資格情報のみを
取得できる簡素な仕組み）をご利用いただけます。



施術所等向け総合ポータルサイト

<https://iryohokenjyoho.service-now.com/omf>

アクセスはこちらからも可能です ▶



2-1. 導入

1 オンライン資格確認（資格確認限定型）の利用申請

『施術所等向け総合ポータルサイト』にログインし、「各種申請」をクリックします。

施術所・健診実施機関等・助産所において

オンライン資格確認（資格確認限定型：資格情報のみを
取得できる簡素な仕組み）をご利用いただけます。

重要なお知らせ

- 【お知らせ】マイナ資格確認アプリのアップデートについて
・ 2018 ビュー ・ 7 日前 ・ ★★★★★
- 【お知らせ】新規ユーザ登録におけるよくある質問について
・ 28708 ビュー ・ 6 か月前 ・ ★★★★★
- （更新）【お知らせ】マイナ資格確認アプリを利用する際に必要な機器について
・ 97800 ビュー ・ 21 日前 ・ ★★★★★



新規ユーザー登録はこちら

初めてご利用になられる方はこちらから



ログインはこちら

すでにアカウントをお持ちの方はこちらから



オンライン資格確認
とは？



導入準備



各種申請

各種申請される方はログインの上、
お読みください。



手順書・
マニュアル



お知らせ



よくある質問



お問い合わせ先

施術所・健診実施機関等・助産所において

オンライン資格確認（資格確認限定型：資格情報のみを
取得できる簡素な仕組み）をご利用いただけます。

重要なお知らせ

- 【お知らせ】マイナ資格確認アプリのアップデートについて
・ 2018 ビュー ・ 7 日前 ・ ★★★★★
- 【お知らせ】新規ユーザ登録におけるよくある質問について
・ 28708 ビュー ・ 6 か月前 ・ ★★★★★
- （更新）【お知らせ】マイナ資格確認アプリを利用する際に必要な機器について
・ 97800 ビュー ・ 21 日前 ・ ★★★★★



新規ユーザー登録はこちら

初めてご利用になられる方はこちらから



ログインはこちら

すでにアカウントをお持ちの方はこちらから



オンライン資格確認
とは？



導入準備



各種申請

各種申請される方はログインの上、
お読みください。



手順書・
マニュアル



お知らせ



よくある質問



お問い合わせ先

2-1. 導入

1 オンライン資格確認（資格確認限定型）の利用申請

各種申請の一覧画面から「利用開始申請」を押下します。



2-1. 導入

1 オンライン資格確認（資格確認限定型）の利用申請

「利用開始申請はこちら」を押下しリンク先へ移動します。

マイナ資格確認アプリの利用開始申請

マイナ資格確認アプリの利用開始申請を実施していただくことで、施設でご準備いただいた端末にマイナ資格確認アプリを登録し、マイナンバーカードを用いたオンライン資格確認（資格確認限定型）を実施することができます。

利用開始申請の方法については、以下の資料をご確認ください。

[利用開始申請手順書](#)

[利用開始申請はこちら](#)

～利用開始申請からマイナ資格確認アプリ初期登録までの流れ～

①利用開始申請

上部「利用開始申請はこちら」のリンクから申請を行います。

②利用開始申請完了メール受信

最大1週間程度で利用開始申請の手続きが完了した旨を通知するメールが届きます。

③ユーザ設定情報の確認

ポータルサイトにログインし、マイナ資格確認アプリの初期登録に必要なマイナ資格確認アプリユーザ設定情報を確認します。

④マイナ資格確認アプリのインストール

施設でご準備いただいた端末にマイナ資格確認アプリをインストールします。

⑤マイナ資格確認アプリの初期登録

マイナ資格確認アプリを起動し利用規約を確認後、③で確認したユーザ設定情報を基に初期登録を完了します。

2-1. 導入

1 オンライン資格確認（資格確認限定型）の利用申請

マイナ資格確認アプリ利用施設の確認を行うため、以下①又は②の「施設の確認方法」を選択します。
※※選択により入力項目が異なります。

① 支払基金又は地方厚生（支）局に提出済みの情報との照合により施設を確認します。

② 書類を添付することで施設を確認します。

※証拠書類の添付が必須となります。

①による確認を基本とし、①で施設確認が行えない場合は、②の証拠書類の添付により施設の確認を行ってください。

利用開始申請

こちらからマイナ資格確認アプリの利用開始申請を実施いただけます。

下記のとおりマイナ資格確認アプリの利用開始を申請します。

必須項目を入力してください。

～（申請者や施術所の情報が表示されます）～

マイナ資格確認アプリ利用開始申請入力欄

*施設の確認方法 ?

マイナ資格確認アプリの利用にあたり、なりすましがいないか等、利用施設の確認が必要となります。✕
利用施設の確認方法について、以下の選択肢からお選びください。

- ① ☐ 支払基金または地方厚生（支）局に提出済みの情報との照合により施設を確認します。
- ② ☐ 書類を添付することで施設を確認します。※証拠書類の添付が必須となります。

生年月日（西暦） ?

～（次ページ以降で説明）～

2-1. 導入

1 オンライン資格確認（資格確認限定型）の利用申請

申請画面で必要な情報を入力します。

➤施設の確認方法で①を選択した場合

■施術管理者（※）の生年月日（西暦）を入力し、「施設の確認」を押下します。

※施術管理者とは、施術所情報に表示されている登録記号番号を保有する施術者を指します。

■職員数

■申請台数

- ・1度の申請における上限台数は20台です。業務に必要な台数のみをご申請ください。（例：職員1人当たり2台など）

➤施設の確認方法で②を選択した場合

■受領委任承諾通知書のスキャン又は写真を添付します。

- ・受領委任承諾通知書は地方厚生（支）局から通知されます。
- ・添付ファイル形式はPDF/PNG/Excelとし、上限100MBまでのデータ容量となります。

■資格確認限定型オンライン資格確認等システム利用規約を確認後、「上記の利用規約に同意します。」のチェックボックスにチェックを入れます。

***施設の確認方法**

マイナ資格確認アプリの利用にあたり、なりすましがなく等、利用施設の確認が必要となります。✕
利用施設の確認方法について、以下の選択肢からお選びください。

① ☐ 支払基金または地方厚生（支）局に提出済みの情報との照合により施設を確認します。

② ☐ 書類を添付することで施設を確認します。※証拠書類の添付が必須となります。

生年月日（西暦）

施術管理者（施術所情報欄に表示されている登録記号番号の方）の生年月日を選択（入力）し、「施設の確認」ボタンを押下してください。✕
選択（入力）いただいた生年月日は施設の確認のみに使用されます。

施設の確認

***職員数**（マイナ資格確認アプリを利用する職員数を入力してください。）

***申請台数**（マイナ資格確認アプリを利用する端末機器の台数を入力してください。1度の申請における上限台数は20台です。業務に必要な台数のみをご申請ください。（例：職員1人当たり2台など）業務の都合上、21台以上の端末が必要な場合は、資格確認端末機器（アカウント）追加申請を行ってください。）

例) 3

資格確認限定型オンライン資格確認等システム利用規約

☐ *上記の利用規約に同意します。

書類の添付により施設の確認を行う場合は、以下の証拠書類を「添付ファイルを追加」ボタンよりアップロードしてください。

- ・ 受領委任承諾通知書

2-1. 導入

1 オンライン資格確認（資格確認限定型）の利用申請

必要な情報を全て入力した後、「送信」ボタンをクリックします。

- 「送信」ボタンの下に必須情報としてボタンが存在する場合は、各ボタンを押下し必須情報を入力後、「送信」ボタンを押下してください。
- 必須情報を全て入力するとボタンは表示されなくなります。

The screenshot shows a web form for online qualification confirmation. The form is divided into two main sections: a main input area on the left and a sidebar on the right.

Main Input Area:

- At the top, there is a greyed-out header bar.
- Below it is a button labeled "施設の確認" (Check Facility).
- A red asterisk indicates a required field: "職員数（マイナ資格確認アプリを利用する職員数を入力してください。）" (Number of staff (Please enter the number of staff using the My Number Qualification Confirmation App)). Below this is an empty input field.
- Another red asterisk indicates a required field: "申請台数（マイナ資格確認アプリを利用する端末機器の台数を入力してください。1度の申請における上限台数は20台です。業務に必要な台数のみをご申請ください。（例：職員1人当たり2台など）業務の都合上、21台以上の端末が必要な場合は、資格確認端末機器（アカウント）追加申請を行ってください。）" (Number of applications (Please enter the number of terminal devices using the My Number Qualification Confirmation App. The maximum number of applications in one application is 20. Please apply only the number of devices required for business. (Example: 2 devices per staff member, etc.) Due to business requirements, if more than 21 terminal devices are required, please apply for additional qualification confirmation terminal devices (accounts)). Below this is an input field containing the example "例) 3".
- Below the input field is a link: "資格確認限定型オンライン資格確認等システム利用規約" (Terms of Use for the Qualification Confirmation Limited Type Online Qualification Confirmation System).
- A checkbox is present: ☐ * 上記の利用規約に同意します。 (I agree to the above terms of use).
- Below the checkbox is a note: "書類の添付により施設の確認を行う場合は、以下の証拠書類を「添付ファイルを追加」ボタンよりアップロードしてください。" (If you need to check the facility by attaching documents, please upload the following evidence documents using the "Add Attachment File" button). Below this is a bullet point: "• 受領委任承諾通知書" (Receipt Delegation Consent Notice).
- At the bottom right of the main area is a button with a paperclip icon labeled "添付ファイルを追加" (Add Attachment File).

Right Sidebar:

- At the top is a large grey button labeled "送信" (Send), which is highlighted with a red rectangle.
- Below the button is a section titled "必須情報" (Required Information).
- Under "必須情報", there are three buttons: "施設の確認方法" (Check Facility Method), "職員数（マイナ資格確認アプリを利用する職員数を入力してください。）" (Number of staff (Please enter the number of staff using the My Number Qualification Confirmation App)), and "申請台数（マイナ資格確認アプリを利用する端末機器の台数を入力してください。1度の申請" (Number of applications (Please enter the number of terminal devices using the My Number Qualification Confirmation App. The maximum number of applications in one application is 20. Please apply only the number of devices required for business. (Example: 2 devices per staff member, etc.) Due to business requirements, if more than 21 terminal devices are required, please apply for additional qualification confirmation terminal devices (accounts)).

2-1. 導入

1 オンライン資格確認（資格確認限定型）の利用申請

入力項目に不備等がなければ確認画面が表示されます。
入力された内容でよろしければ、「OK」ボタンを押下します

The screenshot shows a web application interface for online qualification confirmation. A modal dialog box is displayed in the center, containing the following text:

以下のとおり申請します。
職員数：2
申請台数：2

The dialog box has two buttons: "キャンセル" (Cancel) and "OK". The "OK" button is highlighted with a red square. In the background, the application form is visible, showing fields for "施設の種類" (Facility Type), "生年月日" (Date of Birth), "職員数" (Number of Staff), and "申請台数" (Number of Applications). The "職員数" field is set to 2, and the "申請台数" field is also set to 2. A "送信" (Send) button is visible at the bottom right of the form.

2-1. 導入

1 オンライン資格確認（資格確認限定型）の利用申請

利用開始申請の手続きが完了すると（※）、登録しているメールアドレス宛に、
from@mail.iryohokenjyoho-portalsite.jpより利用開始申請受付完了のメールが送付されます。
本メールが届きましたら、施術所等向け総合ポータルサイトでマイナ資格確認アプリを利用するための
アカウントが確認できます。

※ マイナ資格確認アプリに係る利用開始申請からメールが届くまでに、最大1週間程度お時間をいただいております。あらかじめご了承ください

マイナ資格確認アプリに係る利用開始申請について、
手続きが完了しましたので通知いたします。

施術所等向け総合ポータルサイト内に
マイナ資格確認アプリを利用するためのアカウントおよび
「マイナ資格確認アプリユーザ設定情報」ファイル（PDF）を掲載しております。

施術所等向け総合ポータルサイトにログインの上、
マイナ資格確認アプリの「資格確認アカウント管理」メニューよりご確認ください。

■ 施術所等向け総合ポータルサイト
<https://iryohokenjyoho.service-now.com/omf>

※本メールは送信専用です。本メールへの返信にはご回答できません。
※本メールにお心当たりのない場合やご不明な点がある場合は以下よりお問い合わせください。

社会保険診療報酬支払基金（情報化企画部・情報化支援部）
国民健康保険中央会（医療保険情報提供等実施機関担当室）
オンライン資格確認・医療情報化支援基金関係
オンライン資格確認に関するお問い合わせ先
オンライン資格確認等コールセンター：0800-080-4583（通話無料）
月曜日～金曜日 8：00～18：00 土曜日 8：00～16：00（いずれも祝日を除く）

2-1. 導入

2 アプリのダウンロード等の端末の設定

セットアップに必要な「マイナ資格確認アプリユーザ設定情報」を『施術所等向け総合ポータルサイト』から以下の手順でダウンロードします。

1 各種申請
各種申請される方はログインの上、お進みください。

2 資格確認アカウント管理
こちらからマイナ資格確認アプリのアカウントをご確認いただけます。

3 マイナ資格確認アプリアカウント管理

アカウントID	備考（利用番号、端末名等）	ステータス	利用開始年月日	利用終了年月日	利用停止年月日
W0000001		利用可	2023-08-08		
W0000002		利用可	2023-08-08		
W0000003		利用可	2023-08-08		
W0000004		利用可	2023-08-09		
W0000005		利用可	2023-08-09		
W0000006		利用可	2023-08-09		
W0000007		利用可	2023-08-17		
W0000007		利用可	2023-08-17		
W0000007		利用可	2023-08-17		

4 資格確認アカウント管理
ダウンロード
W0000001_log_account.pdf

[マイナ資格確認アプリ\(施術所等向け\) - 手順書・マニュアル](#)（クリックでポータルサイト掲載記事へ）
「マイナ資格確認アプリユーザ設定情報の確認手順書」を参照

2-1. 導入

2

アプリのダウンロード等の端末の設定

「マイナ資格確認アプリ」を一般のアプリストアからダウンロードし、機器の設定等をお願いいたします。

モバイル端末等での手順

① App StoreやGoogle Play、Microsoft Storeより「マイナ資格確認アプリ」をダウンロード



iOS



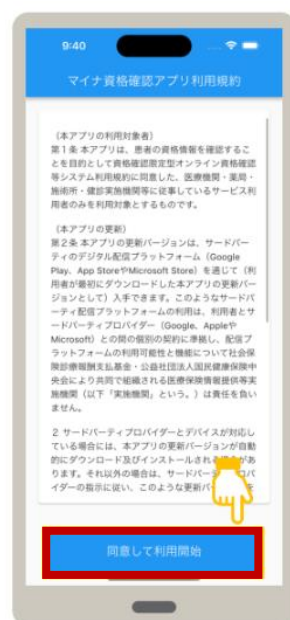
Android



Windows



② 利用規約を確認・同意



③ 機関コード、ID、パスワード、アクティベーションコードを入力し、《登録する》をクリック



入力内容

サンプル環境 御中

2023/11/01

社会保険診療報酬支払基金

マイナ資格確認アプリ ユーザ設定情報

マイナ資格確認アプリ利用に関する情報

機関コード	1180123456 ①
機関名	サンプル柔整
ID	W00000001 ②
パスワード	Qazse45 ③
アクティベーションコード	1234-5678-9012 ④

※ 重要な情報が記載されていますので、取扱いに注意し大切に保管願います。

※ マイナ資格確認アプリでは、利用端末を限定するためにアクティベーションコード（数字12桁）を使用します。アクティベーションコードで認証を行った端末のみ、マイナ資格確認アプリのご利用が可能です。

④ ログイン時のパスコードを入力



[マイナ資格確認アプリ\(施術所等向け\) - 手順書・マニュアル](#) (クリックでポータルサイトへ)
「マイナ資格確認アプリのセットアップと使い方」を参照

2-2. 運用準備

受付業務等の変更点の確認

導入後の業務の理解

- 「マイナ資格確認アプリ」を導入した施術所等向けに運用マニュアルを公開しています。
業務の流れや留意事項等について、ご確認をお願いいたします。

運用マニュアル



自施設における変更点の確認

- オンライン資格確認（資格確認限定型）の導入を踏まえた受付業務等の流れの変更点の確認を行ってください。

具体的な作業内容例

- ・ 自施設や居宅等における職員や患者の動きをイメージし、オンライン資格確認導入後の受付業務等の確認を行ってください。
- ・ 上記について職員の方に説明し、運用開始に向けた準備を行ってください。

●運用マニュアル

★[資格確認限定型オンライン資格確認等システム運用マニュアル](#)
（クリックでポータルサイト掲載記事へ）

3. 助成金申請

1 必要書類の準備（領収書等）

- 助成金申請に必要なとなる領収書を大切に保管し、申請に係る書類の準備をお願いいたします。
下記に記載の機器が財政支援の対象となります。

財政支援対象の機器



PC等に接続する
汎用カードリーダー



スマートフォン



タブレット

※対象の機種については、以下の「（更新）【お知らせ】オンライン資格確認（資格確認限定型）を実施する際に必要な機器について」をご確認ください。
[（更新）【お知らせ】オンライン資格確認（資格確認限定型）を実施する際に必要な機器について](#)（クリックでポータルサイト掲載記事へ）

申請時に必要となる添付書類

- 領収書（写）
- 領収書内訳書※
- 助成金振込先口座情報

※ 領収書内訳書はポータルサイト記事内に記入様式のご用意がありますので、ダウンロードしてご利用ください。



[領収書内訳書](#)

3. 助成金申請

2

助成金申請

導入完了後

- ポータルサイトから**助成金申請**を行ってください。

① 施術所等向け総合ポータルサイトにログイン



② 各種申請をクリック



③ 助成金交付申請をクリック



手順の詳細は、下記リンクまたは右の二次元バーコードからご確認ください。

[手順書・マニュアル](#)（クリックで施術所等向け総合ポータルサイトへ）

※掲載されているドキュメントの中から、以下のものをご確認ください。

▼ ■ すべての手順書・マニュアル

● 施術所等向け総合ポータルサイト手順書

▼ ジャンル：助成金申請

＞ 柔整・あはき施術所用助成金申請_手順書



[手順書・マニュアル](#)

5. オンライン資格確認導入後の施術所等における 資格確認の流れ

ひと、くらし、みらいのために



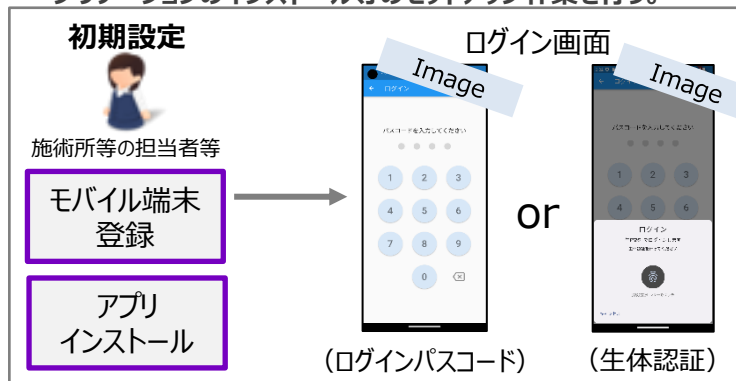
厚生労働省
Ministry of Health, Labour and Welfare

オンライン資格確認（資格確認限定型）における モバイル端末の画面操作イメージ

- ・ 事前に「マイナ資格確認アプリ」の初期設定を完了した端末を用いて資格確認を行います。パスワードを入力し、アプリにログインします。
- ・ 職員による目視確認又は患者による4桁の暗証番号の入力のいずれかを選択して本人確認を行った後にモバイル端末（又はモバイル端末に接続した汎用カードリーダー）を用いて、マイナンバーカードを読み取ります。
- ・ パソコン端末上に資格情報が表示されます。

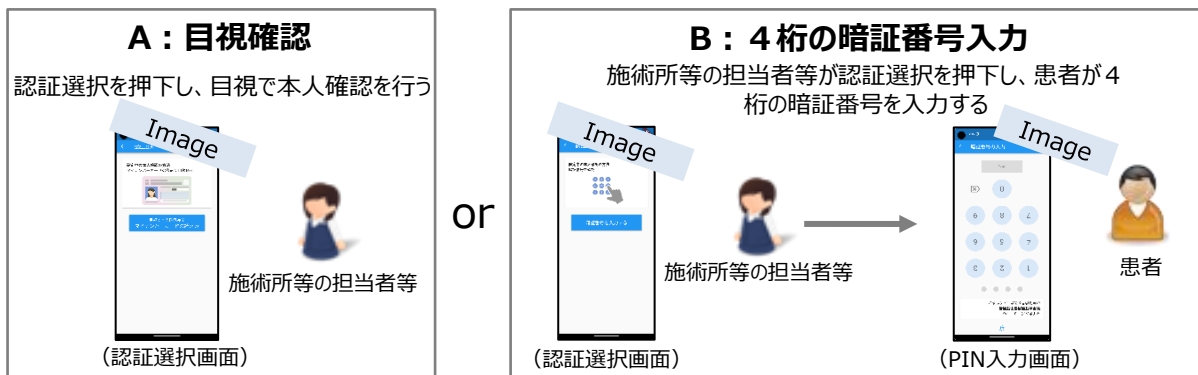
初期設定

- ① 事前の準備として、施術所等においてモバイル端末の登録やアプリケーションのインストール等のセットアップ作業を行う。



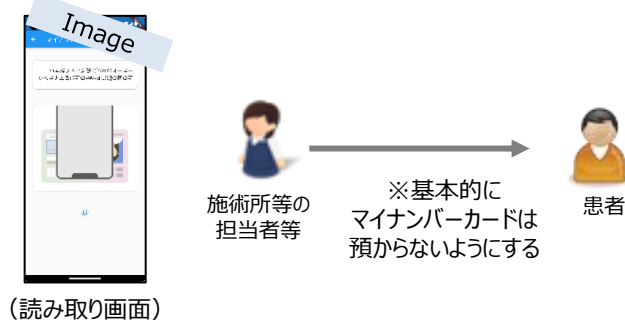
本人確認の認証方法の選択・確認

- ② 施術所等の担当者等が患者の資格確認を行う。本人確認は（A）職員による目視確認、（B）患者による4桁の暗証番号の入力のいずれかを選択して行う。（本人確認の認証方法A、Bは設定メニューから切り替え可能）



マイナンバーカードの読み取り

- ③ 施術所等の担当者等がモバイル端末（又は接続した汎用カードリーダー）を用いて患者のマイナンバーカードを読み取る。



資格情報の確認

- ④ 資格情報を確認する。



※ 資格確認結果は翌月末までは再度確認することができる。

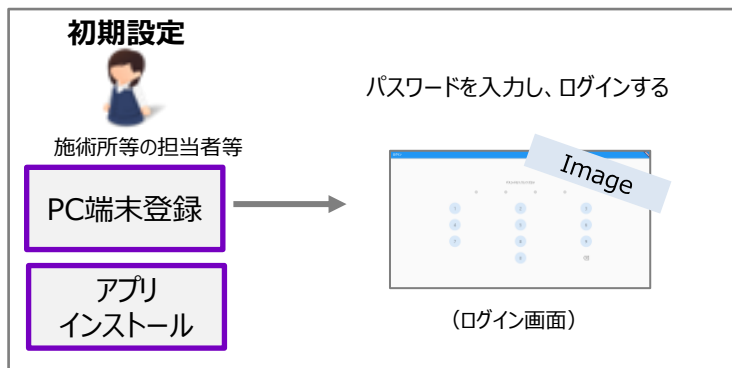
※各画面イメージは、現時点のイメージであり、今後変更される可能性がある。

オンライン資格確認（資格確認限定型）における パソコン端末の画面操作イメージ

- ・ 事前に「マイナ資格確認アプリ」の初期設定を完了した端末を用いて資格確認を行います。パスワードを入力し、アプリにログインします。
- ・ 職員による目視確認又は患者による4桁の暗証番号の入力のいずれかを選択して本人確認を行った後に、パソコン端末に接続した市販の汎用カードリーダーを用いて、マイナンバーカードを読み取ります。
- ・ パソコン端末上に資格情報が表示されます。

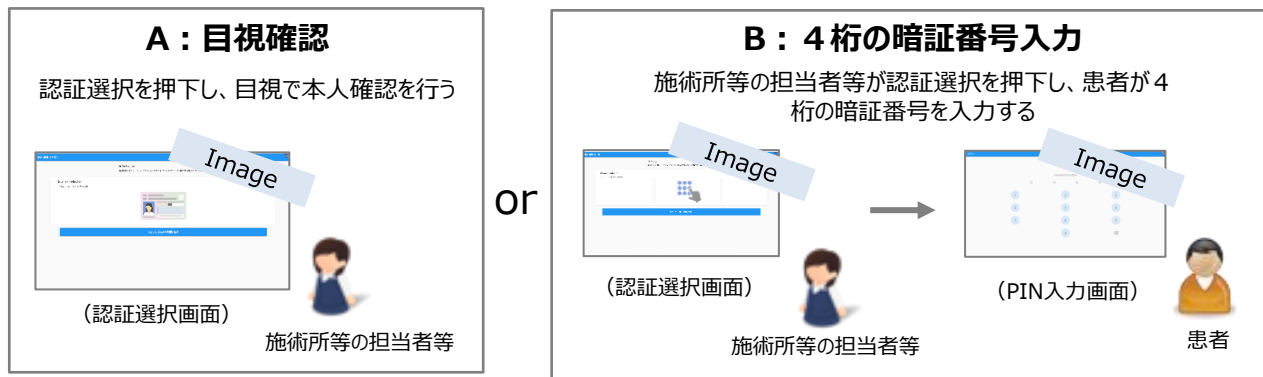
初期設定

- ① 事前の準備として、施術所等においてPC端末の登録やアプリケーションのインストール等のセットアップ作業を行う。



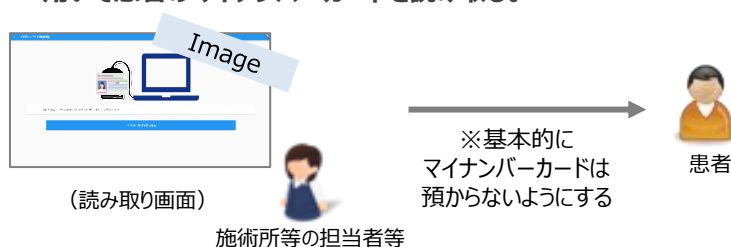
本人確認の認証方法の選択・確認

- ② 施術所等の担当者等が患者の資格確認を行う。本人確認は（A）職員による目視確認、（B）患者による4桁の暗証番号の入力のいずれかを選択して行う。（本人確認の認証方法A、Bは設定メニューから切り替え可能）



マイナンバーカードの読み取り

- ③ 施術所等の担当者等がPC端末に接続した汎用カードリーダーを用いて患者のマイナンバーカードを読み取る。



資格情報の確認

- ④ 資格情報を確認する。



※ 資格確認結果は翌月末までは再度確認することができる。

資格情報の確認・閲覧について

- 療養費の支給申請書の作成等において、過去に来院した患者の資格確認結果は、翌月末までは再度確認することができます。
- 資格確認結果は、音声読み上げやコピーが可能です。

過去に来院した患者の資格確認結果の確認

① 右上の  マークをクリック



② 「セキュリティ設定」をクリック



③ 「資格確認結果検索」をクリック



④ 患者を選択



⑤ 資格情報が表示
右上「コピー」をクリックで
コピー可能

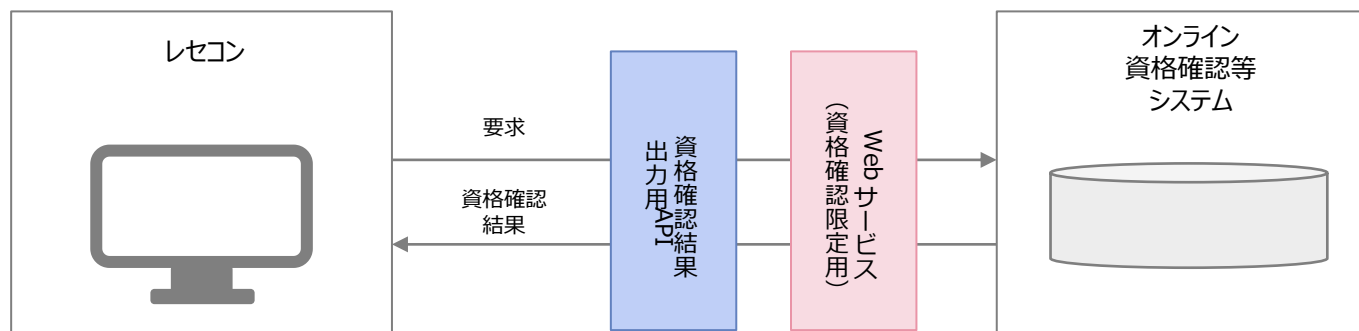


資格情報の確認・閲覧について

- レセコンを導入している施術所については、セキュアに実施できる「レセコン連携機能」（＝APIを使った自動連携が可能となる方式。令和6年12月末実装予定）により、オンライン資格確認等システムの資格情報をWebサービスを経由して取得可能となります。

レセコン導入の施術所

- レセコンとAPI連携を行うことで、資格確認結果をレセコンに連携。

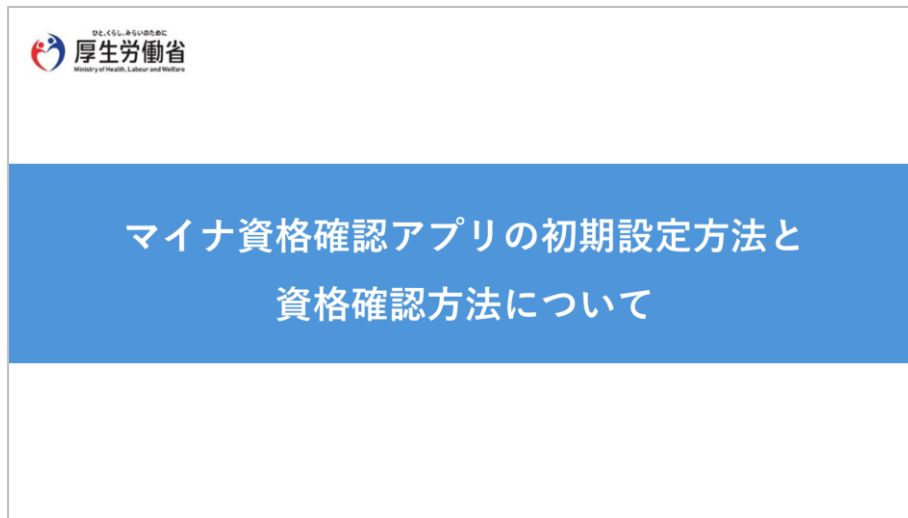


※ 資格確認した履歴は、施術の翌月末まで閲覧可能

※ レセコン連携機能や閲覧機能により、資格情報の確認に伴うデータ保存・管理のリスクを回避した仕組み

(参考) マイナ資格確認アプリの初期設定方法と資格確認方法について

- オンライン資格確認の導入手順と、オンライン資格確認導入後における資格確認の流れについては、手順を分かりやすくまとめた動画を作成しております。



下記リンクまたは右の二次元バーコードからご確認ください。
<https://www.youtube.com/watch?v=Wm3vvWmY24k>



6. オンライン資格確認導入済み施設の公表

オンライン資格確認導入済み施設の公表について

- 患者がマイナンバーカードの健康保険証利用に対応する施術所を確認できるよう、厚生労働省ＨＰにオンライン資格確認導入済み施術所のリストを掲載しております。
- このリストに掲載するため、オンライン資格確認の導入・運用開始の準備作業が完了した時点で、「施術所等向け総合ポータルサイト」にログインをしていただき、「オンライン資格確認の運用開始日入力」ページより、運用開始日の入力を行っていただきますようお願いいたします。

マイナンバーカードの健康保険証利用に対応する柔道整復師、あん摩マツサージ指圧師、はり師、きゅう師の施術所はこちら

対象の施術所については、徐々に拡大していく予定です。

▶  [資格確認限定型（資格確認のみを行う簡素な仕組み）のオンライン資格確認を導入済みの施術所リスト（マイナンバーカードの健康保険証利用に対応）](#) [\[383KB\]](#) 

（2024年10月13日）

※本リストは施術所からの届出をもとに作成しております。実際の運用状況は個々の施術所の事情によって変わることがございます。

●マイナンバーカードを利用できる施設の公開ページ

[マイナンバーカードの健康保険証利用対応の医療機関・薬局についてのお知らせ（国民向け）](#) | 厚生労働省 | 厚生労働省 (mhlw.go.jp)

オンライン資格確認の「運用開始日」の入力方法

- 運用開始日入力は、「施術所等向け総合ポータルサイト」にログインの上、以下の手順で行うことができます。

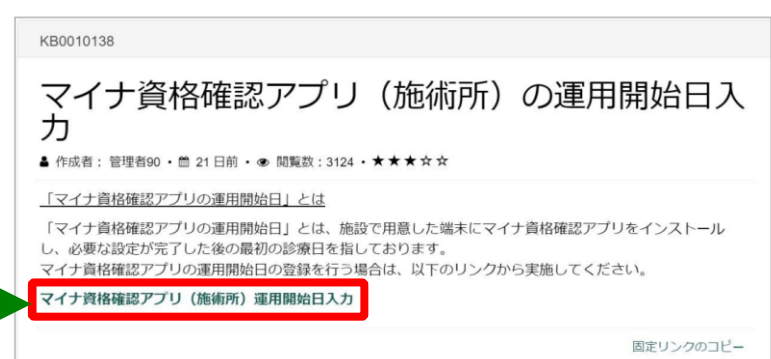
「各種申請」を押下



「運用開始日登録」を押下



マイナ資格確認アプリ（施術所）運用開始日入力を押下



「運用開始日入力欄」を入力し、送信

マイナ資格確認アプリの運用開始日（又は運用開始予定日）をカレンダーから選択していただくか、半角数字で入力し、年月日の間に「-（ハイフン）」を入力してください。
例：2024-04-01

※ 以下URLからも運用開始日入力フォームへのアクセスが可能です。

https://iryohokenjyoho.service-now.com/omf?id=sc_cat_item&sys_id=52aa1eb6db7e611068e07845f396190c

7. マイナ保険証利用促進のための患者向け周知広報物

ひと、くらし、みらいのために



厚生労働省
Ministry of Health, Labour and Welfare

ポスター・リーフレット等について

- 厚生労働省ホームページより、マイナ保険証利用促進のための患者向け周知広報物（ポスター・リーフレット）をダウンロードいただけます。ぜひ周知にご活用ください。

マイナンバーカードのご利用呼びかけポスター

**健康保険証として
マイナンバーカード
をご利用いただけます**



※施術所のオンライン資格確認では、加入している保険資格の情報のみを取り扱っています。

**令和6年12月2日から
現行の健康保険証は発行されなくなります**

※ 令和6年12月2日時点で有効な保険証は最大1年間有効です
※ 令和6年12月2日以降、保険証利用登録がされたマイナンバーカードを保有していない方は、発行済み保険証の有効期限が切れる前に、申請いただくことなく「資格確認書」が交付されます

詳しくは厚生労働省Webサイトでご確認ください。
詳しくは  **マイナンバーカード 保険証利用**



<https://www.mhlw.go.jp/content/12400000/001312794.pdf>



**健康保険証として
マイナンバーカード
をご利用いただけます**



※施術所のオンライン資格確認では、加入している保険資格の情報のみを取り扱っています。

**令和6年12月2日から
現行の健康保険証は発行されなくなります**

※ 令和6年12月2日時点で有効な保険証は最大1年間有効です
※ 令和6年12月2日以降、保険証利用登録がされたマイナンバーカードを保有していない方は、発行済み保険証の有効期限が切れる前に、申請いただくことなく「資格確認書」が交付されます

詳しくは厚生労働省Webサイトでご確認ください。
詳しくは  **マイナンバーカード 保険証利用**



<https://www.mhlw.go.jp/content/12400000/001312810.pdf>



配布用リーフレット（保険証利用登録方法）

**健康保険証として
マイナンバーカード
をご利用いただけます**

マイナンバーカードの健康保険証等利用の申込みがお済みでない方は、お手持ちのスマートフォンから以下の手順でお申し込みください

STEP1 必要なものを準備する

- 申込者本人のマイナンバーカード
- 「マイナポータルアプリ」のインストール

 **iOS**  **Android**

 二次元バーコードが読み取れない場合は「マイナポータル」で検索してください。

STEP2 マイナポータルアプリを起動しログイン

- 4桁の暗証番号の入力
- マイナンバーカードの読み取り



STEP3 健康保険証の利用登録

- 画面の通り進捗し、「マイナンバーカードを健康保険証として登録する」にチェックを入れ、登録を押す
- 健康保険証としてご利用いただけます



完了！

令和6年12月2日から現行の健康保険証は発行されなくなります

※令和6年12月2日時点で有効な保険証は最大1年間有効です

詳しくは厚生労働省Webサイトでご確認ください。
詳しくは  **マイナンバーカード 保険証利用**



<https://www.mhlw.go.jp/content/12400000/001312811.pdf>



8. 施術所等向け総合ポータルサイト・問い合わせ先

ひと、くらし、みらいのために

施術所等向け総合ポータルサイトのご案内

- ・ 施術所等向け総合ポータルサイトでは、オンライン資格確認(資格確認限定型)に関する最新情報を発信しています。ユーザー（アカウント）登録の上、定期的にお知らせ等のご確認をお願いいたします。

施術所・健診実施機関等・助産所において
オンライン資格確認（資格確認限定型：資格情報のみを
取得できる簡素な仕組み）をご利用いただけます。

重要なお知らせ

- 【お知らせ】マイナ資格確認アプリのアップデートについて
・ 3/307 ビュー - 8 (3日) - ★★★★★
- 【お知らせ】新規ユーザ登録におけるよくある質問について
・ 2/2042 ビュー - 5 (5分前) - ★★★★★
- (更新) 【お知らせ】マイナ資格確認アプリを利用する際に必要な機器について
・ 8/5738 ビュー - 1 (1日) - ★★★★★

新規ユーザー登録はこちら

初めてご利用になれる方はこちらから

ログインはこちら

すでにアカウントをお持ちの方はこちらから

オンライン資格確認
とは？

導入準備

各種申請

各種申請される方はログインの上、
お読みください。

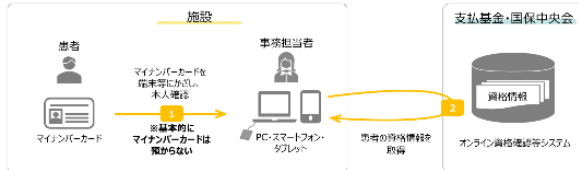
手順書・
マニュアル

お知らせ

よくある質問

お問い合わせ先

オンライン資格確認（資格確認限定型）とは
令和6年（2024年）12月2日からの現行の健康保険証の新規発行の停止とマイナ健康証への移行を見据え、マイナ
バーカードを創り、現在利用している健康保険証の資格情報のみを取得できる仕組みが始められます。【患者の診療情
報等は取得しません】
実施機関（社会保険診療報酬支払基金・国民健康保険中央会）が提供する専用のアプリ（マイナ資格確認アプリ）を、
事前に利用申請したPCやスマートフォン、タブレットに入れていただき、必要に応じて市販の汎用カードリーダーと組
み合わせることで、マイナバーカードを読み取って、オンラインで資格情報のみを確認できるようになります。



施術所等向け総合ポータルサイト



<https://iryohokenjyoho.service-now.com/omf>

アクセスはこちらから可能です ▶



問い合わせ先のご案内

- オンライン資格確認(資格確認限定型)の概要・各種届け出書類、導入・準備に係る対応、費用補助(金額や手続き等)のご不明点は、コールセンターにお問い合わせください。

オンライン資格確認等 コールセンター

電話



- **営業時間:** 平日8:00～18:00 土曜日8:00～16:00 (いずれも祝日を除く)
- **電話番号:** 0800-080-4583 (通話無料)

問い合わせフォーム



- **操作手順**
返信用の連絡先と問い合わせ内容を入力し送信することで、担当者からメールで回答があります。
※回答までに日数を要する場合があります。



アクセスは[こちら](#)

よくある質問

Question

Q. マイナンバーカードの読み取りには、どのような準備が必要ですか？
患者のスマートフォンは使用できますか？

Q. 業務に使用するモバイル端末等の購入に対して補助金は出ますか？

Q. 「柔道整復師の施術所」と「あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師の施術所」を併設している施術所は、それぞれ別にオンライン資格確認を導入する必要がありますか？

Answer

A. **各施術所で必要な機器（PC等に接続する市販の汎用カードリーダー、あるいは、スマートフォン・タブレット等のモバイル端末）を準備いただく必要があります。** 患者のスマートフォンは使用しません。

※使用する端末は、あらかじめポータルサイトを通じて登録・認証を受ける必要があります。登録した端末でオンライン資格確認を利用するためには、マイナ資格確認アプリがインストールされていることが必要です。

※PC・iPadの場合はマイナンバーカードの読み取りに市販の汎用カードリーダーが必要です。スマートフォン・一部のタブレットでは、汎用カードリーダーがなくても読み取りできるものがあります。

A. 必要な機器(PC等に接続する市販の汎用カードリーダー、あるいは、スマートフォン・タブレット等のモバイル端末等) の購入等の費用を対象に、**基準とする事業額4.1万円を上限に実費補助**（いわゆる10/10の補助）を行います。

※ポータルサイトから助成金の申請が必要です。ポータルサイトへのユーザー（アカウント）登録後、申請方法をご確認いただき、申請フォームからご申請ください。

A. 「柔道整復の施術所」と「あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師の施術所」を併設していて、両方の施術所が受領委任の取り扱いを行っている場合は、任意で**併設申告を行うことにより、1つの端末を兼用して資格情報の確認を行う運用が可能**となります。

※併設申告を行った場合は、併設しているどちらかの施術所としてオンライン資格確認（資格確認限定型）を導入することで、義務を果たしていることとなります。その場合、補助の対象もオンライン資格確認を導入した1施設分となります。

※併設申告を行わず、それぞれの施設でオンライン資格確認（資格確認限定型）の導入をする場合は、補助の対象も各施設が対象となります。